

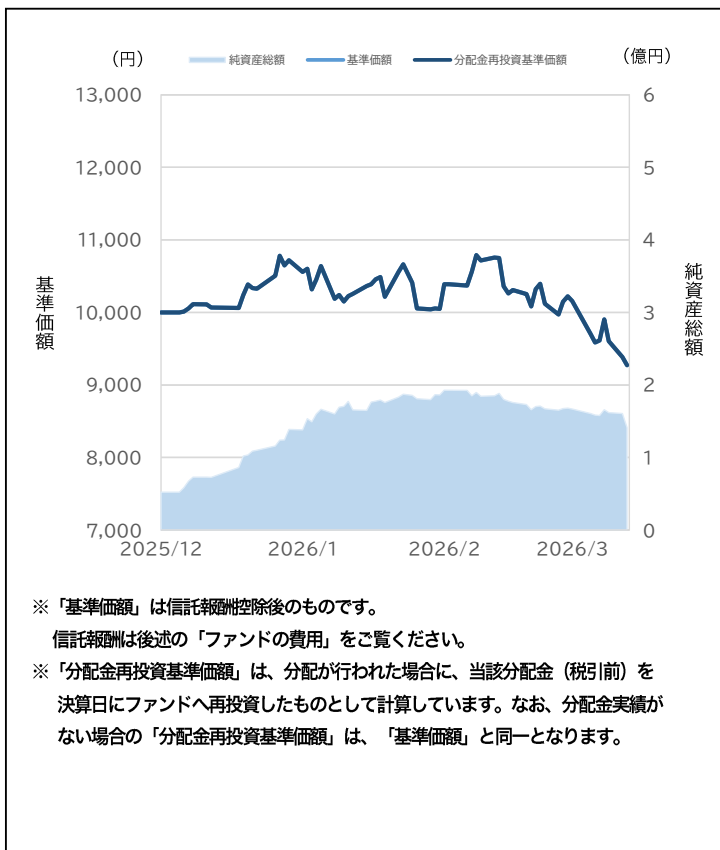


当資料の内容は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用実績

■ 基準価額推移

設定日('25/12/19)~'26/03末



■ ファンドの現況

	'26年3月末	前月末	前月末比
基準価額	9,272円	10,716円	-1,444円
純資産総額*	1.4億円	1.8億円	-0.4億円

*四捨五入の関係で金額が一致しない場合があります。

■ ファンドの騰落率

期間	騰落率
1ヵ月	-13.5%
3ヵ月	-7.9%
6ヵ月	-
1年	-
3年	-
5年	-
10年	-
設定来	-7.3%

※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額を元に計算しています。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

■ 分配金の実績

決算期(年/月)	分配金
第1期('26/12)	-
第2期('27/12)	-
第3期('28/12)	-
第4期('29/12)	-
第5期('30/12)	-
第6期('31/12)	-
設定来	-

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。小数点第2位を四捨五入して表示しています。

※担保付債券はBNP Paribas Issuance B.V.が発行する担保付社債（円建て）です。

主な組入資産	銘柄名	比率
担保付債券	Note linked to Global Equities x2 JPY ER Index	98.7%
コール・ローン、その他	-	1.3%



追加的記載事項

I 基準価額の値動きについて

1

ファンド保有期間が2日以上の場合の投資成果は、通常「2倍程度」になるわけではありません。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】翌日に参照指数の評価値が10%下落し、翌々日に参照指数の評価値が10%上昇した場合

	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
参照指数の評価値	100	90	-10%	99	+10%	-1%
当ファンドの基準価額	100	80	-20%	96	+20%	-4%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、
当ファンドの基準価額は $(96 - 100) \div 100 = -4\%$ であり、
参照指数の評価値の値動き $(99 - 100) \div 100 = -1\%$ の2倍とはなっていません。

【例2】翌日に参照指数の評価値が10%上昇し、翌々日に参照指数の評価値がさらに10%上昇した場合

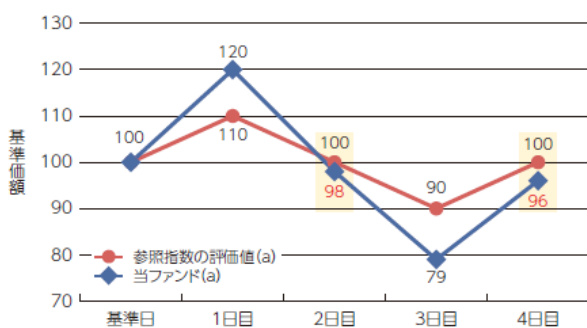
	基準日	翌日(前日比)		翌々日(前日比)		翌々日と基準日の比較
参照指数の評価値	100	110	+10%	121	+10%	+21%
当ファンドの基準価額	100	120	+20%	144	+20%	+44%

◇「翌々日」と「基準日」とを比較し、
当ファンドの基準価額は $(144 - 100) \div 100 = 44\%$ であり、
参照指数の評価値の値動き $(121 - 100) \div 100 = 21\%$ の2倍とはなっていません。

2

一般に、参照指数の評価値が上昇・下落をしながら動いた場合には、基準価額は押下げられることとなります。以下の【例1】および【例2】をご参照下さい。

【例1】参照指数の評価値が±10の範囲で上昇・下落を繰り返した場合



左図の「2日目」、「4日目」において「参照指数の評価値(a)」は「基準日」と同じ「100」ですが、「当ファンド(a)」はそれぞれの時点において「100」以下となっています。このように、「参照指数の評価値(a)」が上昇・下落を繰り返した場合には、「当ファンド(a)」の基準価額は時間の経過とともに押下げられることとなります。

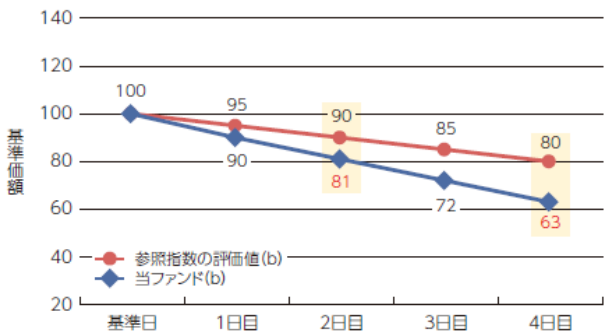
※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意下さい。

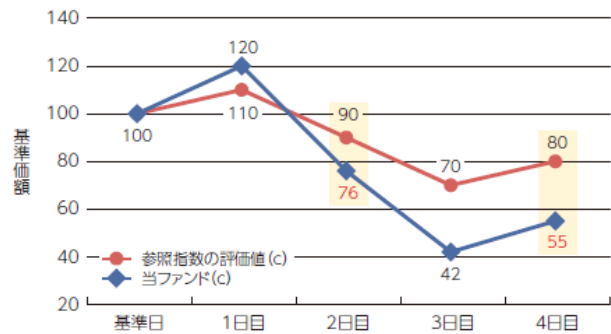


【例2】 参照指数の評価値が
「(1)一方的に推移した場合」および「(2)上昇・下落しながら次第に推移していった場合」

(1-1) 一方的に下落した場合



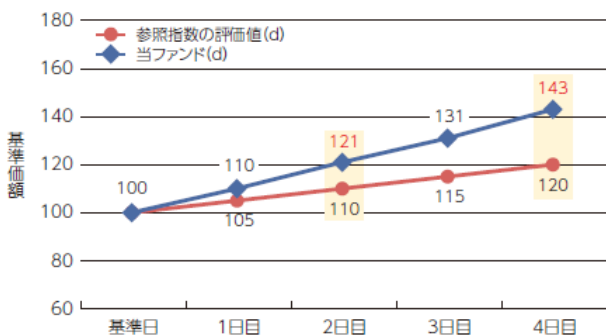
(2-1) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合



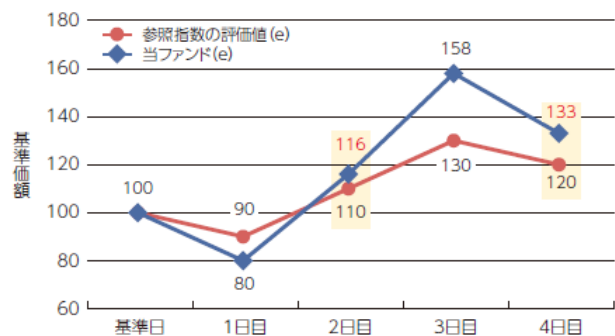
		基準日	2日目	4日目
参照指数の評価値		100	90	80
(1) 一方的に下落した場合	当ファンド(b)	100	81	63
(2) 上昇・下落しながら次第に下落していった場合	当ファンド(c)	100	76	55

(1-1)、(2-1)の「2日目」、「4日目」において、「参照指数の評価値(b)」および「参照指数の評価値(c)」はそれぞれ「90」、「80」で同じですが、「参照指数の評価値(b)」に対応する「当ファンド(b)」と「参照指数の評価値(c)」に対応する「当ファンド(c)」では、「当ファンド(b)」の方が高い水準となっています。このように、参照指数の評価値が一方的に下落する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に下落する場合とでは、最終的に参照指数の評価値が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に下落した場合の基準価額が押下げられることとなります。

(1-2) 一方的に上昇した場合



(2-2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合



		基準日	2日目	4日目
参照指数の評価値		100	110	120
(1) 一方的に上昇した場合	当ファンド(d)	100	121	143
(2) 上昇・下落しながら次第に上昇していった場合	当ファンド(e)	100	116	133

(1-1)、(2-1)と同様に、参照指数の評価値が一方的に上昇する場合と上昇・下落を繰り返しながら次第に上昇する場合とでは、最終的に参照指数の評価値が同じ水準になったとしても、上昇・下落をしながら次第に上昇した場合の基準価額が押下げられることとなります。

※上記グラフにおいて示される各数値は、小数点以下を四捨五入して算出した値です。

※上記は、基準価額の値動きをわかりやすく説明するため、細部を省略し抽象化して説明した例であり、実際とは異なりますのでご注意ください。



ファンドの目的と特色

■ ファンドの目的

世界の株式への投資を通じ、信託財産の成長を目指します。

■ ファンドの特色

BNP Paribas Issuance B.V.が発行する担保付債券への投資を通じ、日々の基準価額の値動きが、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（配当込み・米ドルベース）を円建て評価した場合の値動きの2倍程度となることを目指して運用します。
また、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 投資対象担保付債券について

発行体／表示通貨	BNP Paribas Issuance B.V. / 円建て
特 色	1. BNP Paribas SAを相手方とした担保付スワップ取引を通じて、MSCIオールカントリー・ワールドインデックス（配当込み、米ドルベース）を円建て評価した場合の値動き2倍程度に連動することを目指します。 2. BNP Paribas Issuance B.V.及びBNP Paribas SAは債券の評価額に相当する担保を差し入れ、担保は保管会社によって分別管理されます。
報 酬 等	債券の評価額に対して0.07%程度。 ただし、インデックスのライセンスに係る費用、その他運営に係る各種費用がかかります。
その他	発行体やBNP Paribas SA等が債務不履行などの場合には、時価で繰上償還されることになります。

（BNP Paribas Issuance B.V.について）

BNP Paribas Issuance B.V.はBNP Paribasの100%子会社であり、1989年に設立されました。
BNP Paribas Issuance B.V.が発行する債券は、BNP Paribas により保証されています。

◆上記は月次レポートの基準日時点の情報に基づくものであり、変更になる可能性があります。

■ MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスについて

※MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックスは、MSCI Inc. が算出している指数です。

同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。



投資リスク（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

■ 基準価額の主な変動要因

※変動要因は下記に限定されるものではありません。

- 価格変動リスク・信用リスク（株価の変動・公社債の価格変動）
- 為替変動リスク
- カントリー・リスク
- 当ファンドの戦略に関するリスク
- 担保付債券への投資に伴うリスク
- 早期償還リスク（担保付社債の発行体が債務不履行となった場合等）
- その他（解約申込みに伴うリスク等）

■ その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 流動性リスクに関する事項
当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、投資対象とする担保付債券を通じてレバレッジ運用を行うため、一般的に借入金利に相当する負担が発生する可能性があります。そのため長期に保有する場合、その影響が累積されます。
- 当ファンドは、担保付債券を主要投資対象とし、日々の基準価額の値動きがMSCIオール・カントリー・インデックス（配当込み、米ドルベース）を円建て評価した場合の値動きの2倍程度となることを目指す商品です。この商品は、レバレッジ倍率に比した高リスク商品であり、初心者向けの商品ではありません。
同種の商品に対する知識や投資経験があり、もしくは説明を受け商品性をご理解いただける投資家を主に念頭において組成しています。長期に保有する場合、対象資産の値動きに比べて基準価額が大幅に値下がりすることがあるため、そのことについてご理解いただける方に適しています。
最も適している想定顧客層は、積極性重視を投資目的とした、資産形成層（40代以下）およびシニア層（50代、60代、70代）で、余裕資金がある方を想定しています。



ファンドの費用（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

■ 投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	2.2%（税抜2.0%）を上限として 販売会社が別に定める率	購入時の商品説明または商品情報の提供、 投資情報の提供、事務手続き等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	-

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して年率0.3520%（税抜0.3200%）を乗じて得た額とします。	
	委託会社	年率0.1925%（税抜0.1750%） ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。
	販売会社	年率0.1375%（税抜0.1250%） 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.022%（税抜0.0200%） 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
投資対象とする担保付債券に係る費用	債券の評価額に対して年率0.07%程度。ただし、インデックスのライセンス契約に係る費用、その他運営に係る各種費用がかかります。	
その他の費用・手数料	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 なお、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※購入時手数料等については、詳しくは販売会社にお問合せください。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」の「手続・手数料等」をご覧ください。

お申し込みメモ（詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。）

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額（1万口当たり）
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額（1口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ①ニューヨークまたはロンドンまたは香港の銀行の休業日の前営業日 ②ニューヨークまたはロンドンまたは香港の証券取引所の休業日の前営業日 ③上記①②の他、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
信託期間	無期限（2025年12月19日設定）
決算日	毎年12月18日（休業日の場合は翌営業日）



当資料のご利用にあたっての注意事項等

●当資料は、auアセットマネジメント株式会社がファンドの運用状況等をお知らせするために作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。ファンドの取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。●投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。●信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。●投資信託は預貯金とは異なります。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。●証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の記載内容は過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の実質的な投資成果を示すものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、基準日時点のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。●当資料の写真やイラストはイメージとして掲載するものです。●ファンド名称のauAMはauアセットマネジメントの略称です。

委託会社、その他の関係法人の概要

■ 委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

auアセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3062号
 加入協会：一般社団法人資産運用業協会

■ 受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

三井住友信託銀行株式会社
 <再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行>

■ 販売会社（募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払い等を行う者）

下記の販売会社一覧をご覧ください。

販売会社一覧					
商号（50音順）	登録番号	加入協会			
		①	②	③	④
株式会社イオン銀行 （委託金融証券取引業者 マネックス証券株式会社）	関東財務局長（登金）第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 （委託金融証券取引業者 マネックス証券株式会社）	関東財務局長（登金）第10号	○		○	
松井証券株式会社	関東財務局長（金商）第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○

- ①日本証券業協会
 ②一般社団法人資産運用業協会
 ③一般社団法人金融先物取引業協会
 ④一般社団法人第二種金融商品取引業協会